

吹田市立千里山・佐井寺図書館機械警備業務仕様書

本仕様書は、発注者と受注者の間で締結する吹田市立千里山・佐井寺図書館（以下「図書館」という。）の機械警備業務について必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

吹田市立千里山・佐井寺図書館機械警備業務

2 履行場所

吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号

3 委託期間

令和5年（2023年）7月1日から令和7年（2025年）1月31日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。）

4 基本的事項

- (1) 警備業務の実施にあたっては、常に施設及び設備等の保安に細心の注意をもって、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法は、警報警備方式及び巡回警備方式により実施するものとする。
- (3) 業務に使用する機械装置及び専用回線並びに車両その他すべてのものについて、受託者の負担とする。
- (4) 誘導灯信号装置と連動のこと。
- (5) 業務に必要な電気使用料は、無償とする。
- (6) 機械警備業務管理者等（以下「管理者」という。）の名簿・管理者資格証の写しをあらかじめ委託者に提出しなければならない。
- (7) 施設内の秘密はもちろんのこと、業務上知り得た秘密は漏らさないこと。
- (8) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認める軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

5 警備業務

(1) 警備方法

ア 機械警備業務のシステム概要は、異常又は非常事態に敏速に対応できるよう機械装置等による異常感知、警備センター（基地局）での監視、警備員の巡回及び急行並びに必要なかつ臨機な処置の方法とし、具体的には受託者は法令に照らしてあらかじめ文書等を作成のうえ、委託者に説明しその承認を得なければならない。

イ 上記警備方法のいずれかに故障等の異常が生じ機能しなくなった場合

は、速やかに代替警備対策を講ずること。

(2) 警備時間

ア 警備時間は、原則として、次のとおりとする。

(ア) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

午前9時30分から翌日の午前9時30分まで

(イ) 年末年始以外の日

午後9時から翌日の午前9時30分まで

イ 前項の規定にかかわらず、時間外勤務等各種事情により委託者の職員の勤務時間を変更した場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。

(3) 監視体制

ア 警備センターは、大阪府公安委員会規則（機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則）に基づき、25分以内で図書館に到着できる場所に設置しなければならない。

イ 警備センターには、図書館に設置された機械装置等により感知された異常発生が電話回線を用いて自動的に表示される機械設備を設けること。

ウ 設置された機械設備及び機械装置等の維持管理又は運用については、計画書を作成する等、常に良好な状態を保つよう留意し、正常作動を確認することができる装置を警備センターに設置すること。

エ 警備センターにおいては、管理者のもとに異常の有無を間断なく監視し、遺漏のないよう細心の注意をはらうこと。

オ 警備時間中に開館準備等各種事情により委託者の職員の入館については、次の要領で行う。

(ア) 委託者は、あらかじめ受託者に対して職員の名簿を公布するものとする。

(イ) 警備センターは、電話等で入館する職員の氏名、要件を聴取し、警備解除のため必要な措置を講ずるものとする。

(ウ) 入館した職員が退館した後は、速やかに元の警備状態に復するものとする。

(4) 警報警備方式における機械設備の仕様

ア 令和5年6月時点で設置されていたものと同様、あるいはそれ以上の機能を有し、上記3の委託期間を通して使用可能な機械設備等を設置する。なお、設置にかかる初期費用一式は受託者が負担し、この費用については同委託期間内で均等に分割し、保守料と合算して委託者に請求するものとする。また、委託期間終了後は受託者の負担で機械設備等を撤去すること。

イ 機械設備の鍵はカード式とし、受託者は委託者に12枚預託する。カードの預託数は、委託者の職員数の変更に応じて変更できるものとする。なお、動作不具合を生じる等、使用に支障のあるカードについては、受

託者は早急に代替分を預託すること。

(5) 巡回警備方式における警備員の巡回及び急行

ア 火災等の防止に万全を期し、異常発生にも即応できるよう監視体制を整えるとともに、常時巡回体制を充実させ警戒すること。

イ 警備時間中においても、適宜巡回し、その都度正常又は安全の確認を図ること。

最低巡回数は、原則として、次のとおりとする。

(ア) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） 昼間1回、夜間1回

(イ) 年末年始以外の日 夜間1回

ウ 警備員の巡回については、ア・イの方法によるものとし、具体的には受託者が図書館の警戒を円滑に行うため計画を作成し委託者に説明すること。

(6) 緊急時の措置

ア 火災等の緊急事態を感知したときは、次の点について十分留意し、適正かつ適切に臨機の措置をとらなければならない。

(ア) 火災等の異常箇所の確認

(イ) 複数の警備員の協力体制による現場対応

(ウ) 警察機関及び消防機関等への連絡

(エ) 委託者緊急連絡者への急報

(オ) 必要な指示の遵守

イ 常に前記の措置を講ずることができるよう、必要な警備員の数、待機所及び車両その他の装備を適正に配置しなければならない。

(7) 事故報告書の提出

警備時間中に事故等が発生したときは、受託者は事故報告書を委託者に提出しなければならない。

6 警備業務報告書の提出

受託者は、警備時間中の巡回時の状況等を示した「警備日誌」を作成し、委託者に毎月提出するものとする。

7 預託する委託者の鍵の取扱い

(1) 業務遂行のため受託者に預託する委託者の鍵は、厳重な取扱いと保管をすること。

(2) 委託者が預託する鍵は、委託期間終了後直ちに返却するものとする。

(3) 委託者が預託する鍵は、絶対に複製してはならない。

8 条件付解除

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

9 その他

- (1) 施設及び設備の破損等を発見したときは、速やかに委託者に連絡すること。
- (2) 不審者や異常又は危険を発見したときは、速やかに委託者に連絡すること。
- (3) この業務仕様書の定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者協議のうえ定めるものとする。